葉山町重点対策加速化事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、太陽光発電設備及び蓄電池の普及と再生可能エネルギーの利用を促進させることを目的に、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和７年３月10日環地域事発第2503102号。以下「国交付要綱」という。）第29条第１項に規定する間接補助金を重点対策加速化事業費補助金として交付することについて、国交付要綱及び葉山町補助金交付要綱（昭和45年6月1日施行。以下「町補助金要綱」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び町補助金要綱において使用する用語の例による。

（補助金の種類等）

第３条 補助金の種類、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

２ 補助金の交付を受けようとする者が本町の町税に滞納がある場合は、交付の対象と

しない。

３ 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 個人、個人事業主及び法人でない団体にあっては、葉山町暴力団排除条例（平成24年３月16日条例第８号。）第２条第３号に規定する暴力団員ではないこと。

(2) 法人にあっては、葉山町暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団でないこと及び当該法人の役員が同条第５号に規定する暴力団員でないこと。

４ 町長は、補助金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長

に対し、その者の情報を提供し、前項の各号に規定するもののいずれかに該当するか

否かを確認するものとする。

（交付の申請等）

第４条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　補助申請書の様式、提出期限並びに申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

３　補助金の交付を受けようとする者は、原則、交付決定前に事業着手してはならない。

４　補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ葉山町重点対策加速化事業費補助金事前着手届（様式第４号）を町長に提出しなければならない。ただし、横須賀市を通じて本町に通知された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の内示日以降の事業着手に限るものとする。

５ 第１項に規定する申請書類の提出は、郵送での提出又は電子申請によるものとする。

６ 第１項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、次に掲げるもので抽選を行い、受付の順番 を決定するものとする。

（１）郵送の場合 予算の範囲を超えることとなった日の消印があるもの

（２）電子申請の場合 予算の範囲を超えることとなった日に申請されたもの

７ 町長は、町補助金要綱第６条第１項の規定により交付の決定をしたときは、申請者に葉山町重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）を交付するものとする。

（変更等の承認）

第５条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象

事業の内容を変更しようとする場合は、葉山町重点対策加速化事業費補助金変更等

承認申請書（様式第５号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて町長に提出し

承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、

この限りでない。

(1) 役員の変更

(2) 事業所の所在地の変更（町外への移転を除く。）

(3) 連絡先の変更

(4) 前３号に掲げるもののほか、その他町長が軽微な変更と認める事項

２ 町長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、葉山町重点対策加速化事業費補

助金変更等承認通知書（様式第６号）を交付するものとする。

３ 補助事業者は、第１項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、そ

の旨を町長に届け出なければならない。

４ 前項に規定する届出は、軽微な変更届（様式第７号）により行うものとする。

（補助事業の中止）

第６条　第４条第７項に規定する交付決定の通知を受けた者が、補助事業の実施を中止しようとする場合は、葉山町重点対策加速化事業費補助金中止承認申請書（様式第12号）を速やかに提出しなければならない。

２ 町長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、葉山町重点対策加速化事業費補助金中止承認通知書（様式第13号）を交付するものとする。

（交付の条件）

第７条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すことができる。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。

（実績報告）

第８条 町補助金要綱第９条の規定による実績報告は、葉山町重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第10号）に、別表に規定する添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第９条 町長は、町補助金要綱第８条の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に葉山町重点対策加速化事業費補助金取消通知書（様式第９号）を交付するものとする。

（補助金の額の確定等）

第10条 町長は、第８条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書 （様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

２ 前項の規定により確定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（補助金の額の再確定）

第11条 補助事業者は、第10条の規定による交付額確定通知書（様式第 11 号）の受領後において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書（様式第 10 号）を第８条に準じて提出するものとする。

 ２ 町長は、第１項に基づき実績報告書（様式第 10 号）の提出を受けた場合は、第 10条に準じて改めて補助金の額の再確定を行うものとする。

 ３ 前項の場合において、前条第２項の規定を準用する。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は

一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第３条第３項各号のいずれにも該当しなかったとき。

(3) 町補助金要綱及びこの要綱に違反したとき。

２ 町長は、第９条の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に

関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものと

する。

３ 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に

納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10．95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

（書類の整備保管）

第13条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了

年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。ただし、取得財産等につ

いて減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

２ 前項の規定に基づき保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なも

のは、電磁的記録によることができる。

（その他事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年５月１日から施行する。

別表（第３条、第４条、第８条関係）

１ 重点対策加速化事業

(１) 自家消費型太陽光発電設備（ＰＰＡ・リース型(家庭用・事業用)）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付の目的 | ＰＰＡ・リース契約等（太陽光発電設備を設置するに当たり、建物の所有者の初期投資に係る自己負担額がゼロ円となる契約形態で、一定期間経過後に太陽光発電設備の所有権が建物所有者に移転するものを含む。以下同じ。）による太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。 |
| 補助対象者 | ＰＰＡ・リース事業者等※事業用は中小企業等の事業者のみ対象 |
| 補助対象事業 | 自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。１ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和７年３月10日環地域事発第2503102号。以下「国実施要領」という。）別紙２の２ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。２ 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。３ 葉山町内に設置されるものであること。４ 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。５ 原則、住宅・工場・事務所等の屋根に設置されるものであること。ただし、新たな土地造成を伴わない土地への設置は対象とする。 |
| 補助金額 | ５万円/ｋＷ（事業用として事業所等に設置されるもの）７万円/ｋＷ（家庭用として住宅等に設置されるもの） |
| 交付申請書 | 様式 | 様式第１号 |
| 提出期限 | 交付申請をする日の属する年度の１月15日まで |
| 添付書類 | １ 交付申請書別紙（様式第１号別紙）２ 役員等氏名一覧表（様式第２号）３ 太陽光発電設備の設置費用の根拠となる書類４ 太陽光発電設備の設備容量等が分かる書類５ 事業者であることが分かる書類（※事業用のみ）６ 補助金の充当によりサービス料金(リース料金)から補助相当額が減額されることが分かる書類７ 太陽光発電設備の配置予定図８ 法定耐用年数期間中、本補助金により形成した資産の財産処分を禁じることが分かる書類９ 直近1年の月別電力消費量が分かる資料10 想定の月別発電量が分かる資料 |
| 補助金交付決定通知書様式 | 様式第３号 |
| 交付決定通知書の交付時期 | 交付申請書類収受後、おおむね１か月 |
| 実績報告書 | 様式 | 様式第10号 |
| 提出期限 | 交付申請をする日の属する年度の２月15日まで |
| 添付書類 | １ 実績報告書個票（様式第10号（その１））２ 施工前後の写真３ ＰＰＡ契約書の写し（またはリース契約書の写し）４ 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類５ 工事費用の支払いを確認できる書類６ 補助の充当の有り無しのサービス料金（リース料金）の差額が分かる書類７　請求書 |
| 補助金の交付の時期 | 実績報告書の収受後、おおよそ１か月程度 |
| その他交付要件 | ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。 |
| 申請等様式の特例 | ・交付申請書（様式第１号）、実績報告書（様式第10号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 |

 (２) 蓄電池（ＰＰＡ・リース型(家庭用・事業用)）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付の目的 | 太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。 |
| 補助対象者 | ＰＰＡ・リース事業者等※事業用は中小企業等の事業者のみ対象 |
| 補助対象事業 | １(１)の付帯設備であって住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。１ 国実施要領別紙２の２ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。２ 葉山町内に設置されるものであること。３ 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 |
| 補助金額 | 蓄電池の価格（円/ｋＷｈ）の１/３以内（ただし、下記価格（※）の1/3を上限とする。）※家庭用（4,800Ah・セル相当のkWh未満）:14.1万円/kwh（工事費込み・税抜き）※業務用（4,800Ah・セル相当のkWh以上）:16.0万円/kwh（工事費込み・税抜き） |
| 交付申請書 | 様式 | 様式 様式第１号 |
| 提出期限 | 交付申請をする日の属する年度の１月15日まで |
| 添付書類 | １ 交付申請書別紙（様式第１号別紙）２ 役員等氏名一覧表（様式第２号）３ 蓄電池の設置費用の根拠となる書類４ 蓄電池の設備容量等が分かる書類５ 事業者であることが分かる書類（※事業用のみ）６ 補助金の充当によりサービス料金(リース料金)から補助相当額が減額されることが分かる書類７ 法定耐用年数期間中、本補助金により形成した資産の財産処分を禁じることが分かる書類 |
| 補助金交付決定通知書様式 | 様式第３号 |
| 交付決定通知書の交付時期 | 交付申請書類収受後、おおむね１か月 |
| 実績報告書 | 様式 | 様式第10号 |
| 提出期限 | 交付申請をする日の属する年度の２月15日まで |
| 添付書類 | １ 実績報告書個票（様式第10号（その１））２ 施工前後の写真３ ＰＰＡ契約書の写し（またはリース契約書の写し）４ 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類５ 工事費用の支払いを確認できる書類６ 補助の充当の有り無しのサービス料金（リース料金）の差額が分かる書類７ 請求書 |
| 補助金の交付の時期 | 実績報告書の収受後、おおよそ１か月程度 |
| その他交付要件 | ・家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み、税抜）の蓄電池システムとなるよう努めること。・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。 |
| 申請等様式の特例 | ・交付申請書（様式第１号）、実績報告書（様式第10号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。・１(１)と同時に交付申請する場合で、添付書類が１(１)の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告等について同じ。） |

 (３) 自家消費型太陽光発電設備（自己所有型(家庭用・事業用)）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付の目的 | 太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。 |
| 補助対象者 | 住宅又は事業所等に太陽光発電設備を設置する者（ＰＰＡ及びリースによるものを除く）※事業用は中小企業等の事業者のみ対象 |
| 補助対象事業 | 自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。１ 国実施要領別紙２の２ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。２ 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。３ 葉山町内に設置されるものであること。４ 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。５ 原則、住宅・工場・事務所等の屋根に設置されるものであること。ただし、新たな土地造成を伴わない土地への設置は対象とする。 |
| 補助金額 | ５万円/ｋＷ（事業用として事業所等に設置されるもの）７万円/ｋＷ（家庭用として住宅等に設置されるもの） |
| 交付申請書 | 様式 | 様式第１号 |
| 提出期限 | 交付申請をする日の属する年度の１月15日まで |
| 添付書類 | １ 交付申請書・別紙（様式第１号別紙）２ 役員等氏名一覧表（様式第２号）３ 事業者であることが分かる書類（※事業用のみ）４ 太陽光発電設備の設置費用の根拠となる書類５ 太陽光発電設備の設備容量等が分かる書類６ 太陽光発電設備の配置図７ 直近1年の月別電力消費量が分かる資料８ 想定の月別発電量が分かる資料 |
| 補助金交付決定通知書様式 | 様式第３号 |
| 交付決定通知書の交付時期 | 交付申請書類収受後、おおむね１か月 |
| 実績報告書 | 様式 | 様式第10号 |
| 提出期限 | 交付申請をする日の属する年度の２月15日まで |
| 添付書類 | １ 実績報告書個票（様式第10号（その２））２ 施工前後の写真３ 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類４ 工事費用の支払いを確認できる書類５ 請求書 |
| 補助金の交付の時期 | 実績報告書の収受後、おおよそ１か月程度 |
| その他交付要件 | ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。 |
| 申請等様式の特例 | ・ 交付申請書（様式第１号）及び実績報告書（様式第10号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 |

（４） 蓄電池（自己所有型(家庭用・事業用)）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付の目的 | 太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。 |
| 補助対象者 | 住宅等に蓄電池を設置する者（ＰＰＡ及びリースによるものを除く）※事業用は中小企業の事業者のみ対象 |
| 補助対象事業 | １(３)の付帯設備であって住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。１ 国実施要領別紙２の２ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。２ 葉山町内に設置されるものであること。３ 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 |
| 補助金額 | 蓄電池の価格（円/ｋＷｈ）の１/３以内（ただし、下記価格（※）の１/３を上限とする。）※家庭用（4,800Ah・セル相当のkWh未満）:14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）※業務用（4,800Ah・セル相当のkWh以上）:16.0万円/kWh（工事費込み・税抜き） |
| 交付申請書 | 様式 | 様式第１号 |
| 提出期限 | 交付申請をする日の属する年度の１月15日まで |
| 添付書類 | １ 交付申請書・別紙（様式第１号別紙）２ 役員等氏名一覧表（様式第２号）３ 事業者であることが分かる書類（※事業用のみ）４ 蓄電池の設置費用の根拠となる書類５ 蓄電池の設備容量等が分かる書類６ 太陽光発電設備の配置図 |
| 補助金交付決定通知書様式 | 様式第３号 |
| 交付決定通知書の交付時期 | 交付申請書類収受後、おおむね１か月 |
| 実績報告書 | 様式 | 様式第10号 |
| 提出期限 | 交付申請をする日の属する年度の２月15日まで |
| 添付書類 | １ 実績報告書個票（様式第10号（その２））２ 施工前後の写真３ 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類４ 工事費用の支払いを確認できる書類５ 請求書 |
| 補助金の交付の時期 | 実績報告書の収受後、おおよそ１か月程度 |
| その他交付要件 | ・家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み、税抜）の蓄電池システムとなるよう努めること。・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。 |
| 申請等様式の特例 | ・交付申請書（様式第１号）及び実績報告書（様式第10号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。・１(３)と同時に交付申請する場合で、添付書類が１(３)の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告等について同じ。） |